

令和3年1月15日

ダイヤモンド・プリンセス号及び武漢チャーター便
からの新型コロナ患者等を受け入れた医療機関の皆さまへ

厚生労働省健康局結核感染症課

ダイヤモンド・プリンセス号及び武漢チャーター便からの新型コロナウイルス
感染症患者等の受入れのためのかかり増し経費のお支払いについて

ダイヤモンド・プリンセス号及び武漢チャーター便からの新型コロナウイルス感染症患者等につきましては、当時、新型コロナウイルスの特性や対処・対応方法等が未知の状態であり、職員・患者・住民等の不安がある中で、政府の要請に応じて、入院受入れを行っていただきまして、誠にありがとうございます。

診療報酬上の特例評価や病床確保料の引上げ等の支援措置が整備されておらず、また、病床確保料の引上げ等の遡及適用が令和2年4月1日までとなっている中、新型コロナウイルス感染症患者等の入院を受け入れていただいております。通常の入院に比べて手厚い人員体制、動線確保、陰圧装置、個人防護具、消毒、外国人の食事・通訳・費用徴収、職員の危険手当・宿舎、職員・患者・住民等への説明等のためのかかり増し経費が生じていたものと思います。しかし、厚生労働省においても、当時、患者等の受入調整や感染拡大防止等に追われ、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れていただいた貴院で発生したかかり増し経費への対応が遅れており、誠に申し訳ございません。

つきましては、ダイヤモンド・プリンセス号及び武漢チャーター便からの新型コロナウイルス感染症患者等の入院を受け入れていただいた医療機関に対しまして、当該患者の受入れのための令和2年1月から3月までのかかり増し経費について、当省にてお支払いさせていただきますので、下記の取扱いに沿って、請求書等を作成し、提出いただきますようお願いいたします。

※ なお、ダイヤモンド・プリンセス号から下船され、入院勧告がない患者の入院時に係る医療費等（医療費、食事療養費、特別療養環境室料、文書料（診断書・証明書等）、その他経費）については、「ダイヤモンド・プリンセス号から下船された方々の入院時に係る医療費等の支払について（依頼）」（令和2年12月22日厚生労働省医政局長・健康局長・大臣官房生活衛生・食品安全審議官 事務連絡）により対応します。武漢チャーター便で帰国され、入院勧告がない患者の入院時に係る医療費等（医療費、食事療養費、特別療養環境室料、文書料（診断書・証明書等）、その他経費）については、「武漢チャーター便で帰国された方々の入院時に係る医療費等の支払について（協力依頼）」（令和3年1月13日厚生労働省健康局長 事務連絡）により対応します。

※ また、ダイヤモンド・プリンセス号及び武漢チャーター便からの入院勧告がある

患者の入院時に係る医療費等（医療費、食事療養費、特別療養環境室料、文書料（診断書・証明書等）、その他経費）については、感染症法に基づく公費負担医療で対応するとともに、公費負担医療の対象外となるもの（文書料（診断書・証明書等）、その他経費）については、「ダイヤモンド・プリンセス号から下船された方々のうち、入院勧告がある乗客・乗員の入院時に係る医療費等の支払について（依頼）（令和3年1月13日厚生労働省医政局長・健康局長・大臣官房生活衛生・食品安全審議官 事務連絡）及び「武漢チャーター便で帰国された方々の入院時に係る医療費等の支払について（協力依頼）」（令和3年1月13日厚生労働省健康局長 事務連絡）により対応します。

記

1. 請求方法

- ① 別添2の請求書別紙（内訳書）に、医療機関の基本情報（医療機関の名称、代表者名、電話番号、受入患者数等）、振込先口座、請求内容（かかり増し経費の内容・金額）、確認事項を記載してください。
- ② 別添1の請求書に別添2の記載内容（請求額、振込先口座、医療機関の名称、代表者名等）が自動転記されますので、自動転記された内容を確認してください。
- ③ 別添1の請求書及び別添2の請求書別紙（内訳書）について、以下の提出先に、提出締切日までに郵送で提出してください。
 - ※ 領収書等の支出額の分かるものがある場合は、併せて提出してください。ない場合は、支出内容の積算の考え方（単価×数量など）が分かる資料を提出してください。

〔提出先〕

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館
厚生労働省 健康局結核感染症課 医療機関体制整備担当 宛

〔提出締切日〕 令和3年2月15日（月）到着

〔提出物〕

- ・ 別添1の請求書及び別添2の請求書別紙（内訳書）
- ・ 領収書等の支出額の分かるものがある場合は、領収書等の支出額の分かるもの
- ・ 領収書等の支出額の分かるものがない場合は、支出内容の積算の考え方（単価×数量など）が分かる資料

2. 対象となる経費

- ダイヤモンド・プリンセス号及び武漢チャーター便からの新型コロナウイルス感染症患者等の受入れのための令和2年1月から3月までのかかり増し経費

〔かかり増し経費の例〕 例示であり、以下に限定されるものではありません。

- ・ 賃金・報酬・謝金：手厚い人員配置を行ったが診療報酬で評価されていない人件

- 費、職員の危険手当、超過勤務手当、新たに雇用した臨時職員の人件費 等
- ・ 会議費：職員・患者・住民等への説明会に要した経費 等
- ・ 旅費：職員派遣に伴う旅費 等
- ・ 需用費：職員用・患者用マスク等の個人防護具購入費、消毒液等の消耗品費、外国人患者のための特別な食材費 等
- ・ 役務費：患者搬送料、外国人患者のための通訳料 等
- ・ 委託料：清掃・消毒委託料、廃棄物委託料、検査委託料、外国人のための給食委託料、通訳委託料 等
- ・ 使用料及び賃借料：職員の宿泊施設確保に係るホテル料、機器レンタル料 等
- ・ 修繕費：患者受入病棟の改修費、動線分離の改修費 等
- ・ 備品等購入費：陰圧装置、空気清浄機、消毒装置、パーテーション等の購入費 等

3. 注意事項

- 2. のかかり増し経費の例は、あくまでも例示ですので、上記にあてはまらない経費も対象になり得ます。
- 対象となる経費は、ダイヤモンド・プリンセス号及び武漢チャーター便からの新型コロナウイルス感染症患者等の受入れのための令和2年1月から3月までのかかり増し経費ですが、かかり増し経費について、上限額はありませんで、漏れ等ないように請求してください。
- 不明な場合は、適宜、以下の照会先のメールアドレスあてにご相談ください。
 - ※ 他の補助金、感染症法の公費、診療報酬等による支出に重複してお支払いできませんので、重複しないよう整理してください。
 - ※ 請求された経費について、ダイヤモンド・プリンセス号及び武漢チャーター便からの新型コロナウイルス感染症患者等の受入れのために必要と明らかに認められないものはお支払いできない場合があります。

〔照会先〕

厚生労働省健康局結核感染症課 医療機関体制整備担当

メールアドレス：covid19_ouen@mhlw.go.jp

(電話番号：03-5253-1111 (内線) 2040)